平成２６年（フ）第１３号
大分県津久見市大字津久見4259番地の１　安達アパート１Ｆ右
債務者　廣戸　利恵
１　決定年月日時　平成26年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４６９号
金沢市間明町２丁目24番地４　グランドメゾン102号、従前の住所金沢市三口町土429番地ベリエM101号室
債務者　富　貴誉志
１　決定年月日時　平成26年２月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１号
石川県野々市市稲荷４丁目99番地、従前の住所石川県野々市市押野３―132、従前々の住所石川県石川郡野々市町稲荷２―246、従前々々の住所石川県河北郡内灘町字大学２丁目108番地２
債務者　しん屋こと　新谷　和幸
１　決定年月日時　平成26年２月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第５号
岐阜県可児市今渡1619番地68　ユニキューブ今渡C、前住所愛知県瀬戸市幡山町６番地パークヒルズ瀬戸口C205
債務者　辻　　佳子
１　決定年月日時　平成26年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第２号
三重県尾鷲市倉ノ谷町21―20、住民票上の住所三重県尾鷲市北浦町４番５号
債務者　疇地　邦和
１　決定年月日時　平成26年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２６年（フ）第４号
三重県尾鷲市朝日町12番25号
債務者　田岡　靖子
１　決定年月日時　平成26年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２５年（フ）第９５０号
神戸市須磨区南町２丁目２番６号
債務者　池田　　孝
１　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２４号
神戸市須磨区白川台６丁目14番地の５、従前の住所神戸市須磨区車字獅堀936番地の１212号
債務者　中村えつ子
１　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３９号
神戸市兵庫区西出町29番地の11
債務者　西出町コインランドリー池上こと　池上　秀雄
１　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２号
兵庫県伊丹市中野北４丁目２番３―103号、前住所兵庫県伊丹市瑞原１丁目44番地　ハイツ瑞原203号
債務者　下村　拓磨
１　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２７号
兵庫県川西市出在家町８番１―201号、前住所兵庫県宝塚市仁川旭ガ丘４番25号　202
債務者　小坂　佐苗
１　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１７６号
鳥取県鳥取市松原453番地４
債務者　高田　　亮
１　決定年月日時　平成26年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４号
鳥取県鳥取市中村385番地
債務者　橋嵜　弘之
１　決定年月日時　平成26年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５号
鳥取県鳥取市古海562番地７、旧住所鳥取県鳥取市布勢376番地１　メゾン布勢Ｂ―５号
債務者　川口　慎也
１　決定年月日時　平成26年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３２０号
福井県大野市神明町811番地、旧住所福井県大野市泉町14番23号　ヴィラ清瀧C101号
債務者　南部　紘史
１　決定年月日時　平成26年２月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３５８号
福井市豊岡１丁目９番12号
債務者　冨田　　誠
１　決定年月日時　平成26年２月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
福井地方裁判所民事部破産係